

第 5 回 権利擁護部会

議 事 録

日 時：2020年3月16日（月）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1・2号会議室

1. 開 会

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉推進担当課長の小関でございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、私を含め、事務局はマスクを着用しておりますので、何卒ご容赦願います。

では、初めに定足数についてご報告いたします。

本日、定数13名全員の委員にご出席いただいておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

また、当部会は公開でございますので、傍聴席を設けております。委員皆様の発言は、会議録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載いたしますので、ご承知お願います。

なお、この部会には総務部長が出席しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、札幌市議会予算特別委員会が2日間を1日に短縮し、本日10時からの開催となり、総務部長は議会への出席があるため、本部会は欠席させていただきます。

次に、お手元にお配りいたしました資料の確認をいたします。

まず、第5回権利擁護部会の次第がございまして、次に座席表、委員名簿と続き、資料1として、第4回権利擁護部会からの計画案の主な変更点、資料2として、札幌市成年後見制度利用促進基本計画案を添付しております。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入ります。以降の進行は畑部会長にお願いしたいと存じます。

部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○畑部会長 皆さん、おはようございます。部会長の畑でございます。

本日の権利擁護部会は第5回となりますけれども、皆さんにご参集いただいて検討するのは本日が最後となりますので、事務局より修正案と修正箇所をそれぞれお示しいただいていますけれども、皆さんからぜひご忌憚のない意見をいただいて、札幌市が成年後見制度利用促進という点で権利擁護支援を推進できる政令指定都市にしていくという形で計画の策定に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、次第に沿って進めてまいります。

まず、札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の検討ということで、事務局より説明をお願いします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それではまず、資料1をご覧ください。

こちらの資料は、前回の部会でお示ししました計画案からの主な変更点をまとめた表に

なります。

左側に前回お示しした計画案の文章、真ん中には修正後の計画案のページ数、右側が今回お示しする計画案の修正文案、そして、一番右端の備考欄には、修正内容の意見者ということで、「事務局」と記載している場合は事務局側で再度の見直しにより修正した部分、「部会意見」と記載しているものは、前回の部会で委員の皆様からご意見いただいた部分や、部会終了後、部会長との打ち合わせにより修正させていただいた部分になります。

できる限り細かいものを記載するようにはしましたが、些細な文言修正や誤字脱字などは一部省略させていただいております。

それでは、委員の皆様からご指摘いただき変更した部分を中心に、資料2の計画案も含めて説明してまいります。

まず、第1章の計画策定の趣旨でございます。

資料1では最初の段落、資料2の計画案では、4枚お捲りいただいた2ページの計画策定の趣旨のところです。

こちらは文言整理になりますが、前回からの修正点として、文言を法務省のホームページ記載の内容と同じ表現に修正させていただきました。

また、権利擁護支援という言葉がここで出てまいりますので、米印をつけて下段に説明を加えさせていただいております。

続きまして、3ページの法定後見制度の類型表にある後見類型の説明についてです。

後見類型の対象となる方の説明として、「判断能力が全くない方」という表現は修正したほうがよいのではないかとのご意見がございましたので、裁判所発行の最新のパンフレットに記載されている表現にあわせ、「判断能力が欠けているのが通常の方」という文言に修正させていただきました。

続きまして、4ページ、計画の位置づけの(1)計画の根拠についてです。

こちらでも文言の修正になりますが、何を定めた計画かを先に記載し、国で定めた促進法に基づき策定している計画であることを記載することで、よりわかりやすい表現に修正させていただきました。

続きまして、(2)市の総合計画との関係性に記載している図についてです。

こちらは、図の右側の個別計画に記載されている札幌市地域福祉社会計画2018と札幌市成年後見制度利用促進基本計画は体系上の関連計画であり、一体的に取り組みを進めていくことがわかるよう、上下の矢印を加える形で、図の修正をさせていただきました。

続きまして、事務局で新規に追加した項目になります。

資料2の計画案の5ページにSDGs（持続可能な開発目標）との関係性についての追加記載でございます。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際的な共通目標でございます。本市においては、札幌市の総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019を初めとした各種計画へ

SDGsの視点を反映する等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでおり、本計画についても、成年後見制度の利用促進に関する施策を進めることで、SDGsの達成につなげていくことを記載いたしました。

続きまして、成年後見制度の利用の促進に関する法律の抜粋の追加でございます。

資料2の計画案の9ページ、10ページになります。

前回の部会での皆様のご意見により、第3条の基本理念、第4条の国の責務、第5条の地方公共団体の責務、第6条の関係者の努力の条文を追記いたしました。

続きまして、第2章、計画策定の背景についての修正となります。

資料1の主な変更点の表を1ページお捲りいただきまして、資料2の計画案では14ページになります。

成年後見制度の利用者数の推移のグラフについての修正でございますが、1点目は、成年後見や保佐類型など、総数に対する各類型の割合を括弧書きで追記させていただいております。

また、前回の部会において、任意後見の契約締結件数を参考に記載したほうがよいとのご意見がございました。本来であれば、このグラフに対応する件数として望ましいのは、2018年末の任意後見の累計契約件数があればよかったのですが、そのような統計資料がなかったため、一旦、グラフ内の下部に米印で、2018年中、1年間の任意後見契約締結件数を追記したところでございます。

続きまして、日常生活自立支援事業に関する修正です。

資料1では2段目、資料2の計画案では21ページとなります。

日常生活自立支援事業の契約件数ですが、前回のグラフや表現が極端であったことから、「日常生活自立支援事業の実契約件数は200件程度で推移しています」と表現を改めさせていただき、グラフの表示方法もあわせて修正いたしました。

続きまして、基本理念の説明文の変更になります。

資料1では、主な変更点の表の下段、資料2の計画案では31ページになります。

地域の市民や関係団体が権利擁護支援の重要性を理解していただくのはもちろん、必要性についても理解していただくことが大切であるというご意見がございましたので、変更点の表に記載のとおり、「必要性」という文言を加え、さらに、基本理念に記載している「共生のまちさっぽろ」に対応するため、下記の説明文にも「共生の」という文言を追記させていただきました。

続きまして、基本目標の説明部分の変更になります。

資料1を1枚お捲りいただいて上段の部分、資料2の計画案では32ページになります。

基本目標1の説明文の中で、変更表のとおり、地域連携ネットワークを構築することを明記させていただきました。

基本目標2については、成年後見制度を利用する方だけでなく、その周りの家族や成年後見人も含め、誰もが安心して利用できることを明記したほうがよいのではというご意見

がございましたので、その文言を追記させていただいております。

続きまして、第4章の施策1、権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築になります。

資料1では中段部分、資料2の計画案では36ページ、施策の方向性の四つ目の段になります。

こちらは、成年後見の制度の運用という表現を変えたほうがよいとの部会でのご意見がございましたので、「成年後見人等が成年被後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援していきます」という文言に修正いたしました。

続きまして、主な取り組みの(2)地域連携ネットワークの機能の整備についてです。

資料1の下段、資料2の計画案では37ページの中段以降になります。

こちらでも文言整理になりますが、三つの役割や四つの機能について、それらを下の欄に四角の枠に囲って別出しし、わかりやすい内容にいたしました。

また、この四つの機能の整備について、段階的に整備するとだけ記載していたところですが、期限をある程度示したほうがよいとのご意見がございましたので、本計画においてという文言を加え、修正いたしました。

続きまして、資料1を1枚お捲りいただき、資料2では38ページの(4)チームによる後見活動の推進についてです。

前回の計画案では、2段落目の4行目の部分ですが、本人の意思を尊重した心身・財産の保護が行われるよう推進していきますと記載しておりましたが、他の表現と統一し、本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう推進していきますと文言整理させていただきました。

また、権利擁護支援を必要とする方が成年後見制度に結びつかなかった場合でも、支援が途切れないことを明確にするための表現を加えたほうがよいとの部会でのご意見がございましたので、「引き続き」という文言を追記させていただきました。

続きまして、施策2の制度利用につながる情報提供や相談の実施についてです。

資料1では、先ほどのページの中段以降、資料2の計画案では41ページ、現状と課題、施策の方向性の部分になります。

まず、1段落目の部分ですが、前回の計画案では、「成年後見制度を利用することで何がしてもらえるのか」という記載になっており、利用者本人や支援者が主体となる文言に修正したほうがよいとの部会でのご意見がございましたので、「利用することでどのような支援を受けられるのか」という文言に修正いたしました。

また、3段落目の文言ですが、前回の計画案では、「市内で成年後見制度を利用している人は、市内の認知症高齢者や精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳所持者に対して、利用率はかなり低い状況にあります」と記載しておりましたが、どちらも比較対象が人であることから利用率が低いという表現はふさわしくないため、「比較して少ない」という文言に整理いたしました。

さらに、4段落目ですが、前回の計画案では、制度周知の対象者について特段明記されていなかったことから、「市民だけでなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い福祉施設や医療機関などに対しても」という文言を追記いたしました。

続きまして、施策の方向性の一つ目ですが、前回の計画案の文言では、「市民が制度を利用しやすいようにする」というようにも受け取れてしまう文言になっていたため、「成年後見制度が市民にとって利用しやすいものとなるよう、成年後見制度の理解を深めるための周知啓発を進めます」と文言整理をさせていただきました。

さらに、施策の方向性の二つ目ですが、前回の計画案では、相談支援体制という文言と相談対応体制という文言の二通りあり、統一したほうがよいとのご意見がございましたので、修正させていただきました。

続きまして、資料1の主な変更点の表を1枚お送りいただき、上段の部分、資料2の計画案では42ページ、主な取り組みの(1)制度周知のための広報・啓発活動です。

当該説明の3段落目ですが、任意後見・保佐・補助類型だけでなく、日常生活自立支援事業についても広報・啓発活動をしたほうがよいとの部会でのご意見がございましたので、「日常生活自立支援事業」の文言を追記いたしました。

次に、(2)関係機関の職員に関する研修の実施については、チームによる後見活動を推進するため、関係職員の意識醸成が重要との部会でのご意見がございましたので、その文言を追記いたしました。

さらに、(3)権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進では、民生委員や福祉のまち推進センターの地域福祉の担い手だけでなく、介護支援専門員や相談支援専門員等の日ごろの活動、業務を通じて、発見支援につなげていくことも明記したほうがよいのではないかと部会でのご意見がありましたので、追記いたしました。

続きまして、資料1の主な変更点の表の下段、資料2の計画案では45ページ・46ページ(2)法人後見の推進になります。

法人後見については、長期間の後見活動が想定される場合、特定の個人に負担が偏らないよう継続的に進めていくには、法人後見の推進は必須であり、法人後見の活用が必要な場合もあると記載したほうがよいとのご意見がございましたので、そのように記載内容を修正しております。

また、法人後見の推進にあたり、後見活動への相談対応だけでなく、今後の課題として、法人後見をどうしていくか考えていく必要があるとのご意見もございましたので、まずは、法人後見団体の相談対応を行いながら、法人後見団体の方々からの情報を収集し、今後の法人後見の在り方等について研究していきますという記載にさせていただきました。

続きまして、資料1主な変更点の表をお送りいただき、資料2の計画案では47ページ、施策5の表題の変更についてです。

前回の文案では、権利擁護支援に関する検討の場の整備と記載しており、主な取り組みが日常生活自立支援事業からの移行支援と適切な候補者を推薦するための仕組みづくりで

あることから、表題と内容が合致していないのではとのご意見がございましたので、「適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備」という表題に変更させていただきました。

続きまして、資料1では中段、資料2の計画案では50ページ、後見活動を支援する仕組みづくりについてです。

施策の方向性の一つ目、さらに主な取り組みの(2)で、先ほどの説明と同様になりますが、制度の運用という表現を変えたほうがよいというご意見がございましたので、それぞれ文言を修正させていただきました。

(3) 専門職等との連携の強化ですが、前回の計画案では、成年後見に対する実務支援の充実を図ると記載しておりましたが、狭い範囲に限定されているように見えるため、後見活動等に関する支援の充実を図るとい文言に修正いたしました。

続きまして、第5章、計画の推進体制の(1)の表題については、よりわかりやすい表現に修正させていただきました。

(2) 計画の進行管理・評価ですが、前回の計画案では計画を評価する機関が二つあるように見える表現でしたので、明確に区分けした文言に修正し、計画についての評価は札幌市地域福祉社会計画審議会で、中核機関の運営等については、地域連携ネットワークにおける札幌市成年後見制度協議会から意見をいただき、今後のよりよい施策展開につなげていくという文言に修正いたしました。

前回、ご提示した計画案からの主な変更点を中心に説明させていただきました。

事務局からは以上でございます。

○畑部会長 ご説明をありがとうございます。

ただいまご説明いただきました資料1は前回からの修正点となりますが、今回は、資料2に関しまして、皆様に事前にご覧いただいている部分もあるかと思えます。本日が最後の審議の場となりますので、最終的にこの文言を加えたほうがいいのか、あるいは、こういった修正が必要ではないのかという点に関して、皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。

それでは、ご意見のある方は発言をお願いします。いかがでしょうか。

○南方委員 37ページの(2)の地域連携ネットワークの機能の整備の第2段落、成年後見制度の利用促進に資する四つの機能について、地域連携ネットワークを構成する団体と分担しながら、「本計画において」と追記していただき、本計画において段階的に整備していきますという形に変更していただきました。

確認の意味で、この四つの機能、「広報、相談、利用促進、後見人支援」について発言させていただきます。

地域連携ネットワークの機能を段階的に整備していくことについては、過去4回の議論で、そのように進めていくことになったかと思えます。一方、本計画の期間が2024年3月31日までであることや、また政令指定都市で数少ない単独計画を策定することから、強弱があっても、全ての機能について進めていく必要があるということが含まれ

ていると理解してよろしいかということです。

また、過去4回の部会の議論の中で、「今後、親族後見人が選任される場合がより増えてくる」ですとか、「国の基本計画が中核機関に受任調整を求めていることは画期的である」等々の意見もあります。四つの機能においては、ある程度均衡のある取り組みが必要かと思いますので、こういうことを含んだ「本計画において段階的に整備していきます」ということについての確認として発言させていただきます。

○畑部会長 ありがとうございます。

補足があれば事務局からもいただきたいと思えますけれども、この四つの機能に関しましては、私の認識としまして、2024年3月31日までに、強弱はもちろんありますけれども、全ての機能をしっかりと整備していくというイメージで、こちらの文書を作成いただいているつもりです。と申しますのも、本計画においてという書き方をした場合には、地域福祉社会計画の場合は、年度の計画期間があって、その期間を終えればまた更新されてということになっていきますけれども、現在、皆さんにご審議いただいている札幌市成年後見制度利用促進基本計画に関しましては、2020という文言はなくて、とにかく本計画はこの期間、2024年3月までで本計画とされていて、その次の2024年度からは、札幌市地域福祉社会計画2024に統合されていくという前提になります。そういっていくと、本計画というイメージではなくなってくるから、あくまでも2024年3月までに全ての機能を段階的に進めていくというイメージで考えておりましたけれども、補足があれば事務局からお願いします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） そのような解釈でよろしいと思えます。

また、本計画に基づいて進めていった時に、足りない部分も見えてくるかと思しますので、次の計画で補ってまいりたいと考えております。

○畑部会長 ほかに、委員の皆様からご意見ございましたら、ぜひお願いします。

○半藤委員 私はこういう計画に余り慣れていなくて、見方がよくわからないところがあったのですが、53ページの一番最後の成果指標で、四角でくくった中に基準とあります。これを理解できなかったのですが、何なのでしょう。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 本計画では、中核となる機関の設置を成果指標としているのですが、例えば、成果指標を成年後見制度の利用者とした場合には、2020年の後見制度利用者は何人であり、それを2021年には何人にしていくといった指標となります。この計画の成果指標は、中核機関の設置としているので、指標達成の判断基準は「設置」・「未設置」しかなく、2020年の基準は「未設置」となります。

○畑部会長 イメージとしては、ベースラインですね。現状としてどういう状況になっているかということになりますので、この水準を目指しますという意味の基準ではなくて、ベースラインとして2020年ではどういう状況にあるのかということ、そういう意味では未設置になるかと思えます。そういう書き方のほうがいいという考え方もあるかもしれませんが、もしその点について何かあればお願いします。

○半藤委員 わかりました。

理解できなくてお聞きただけです。

また、最初にスケジュールの段階では、中核機関の設置は2021年10月となっていたのではないかと思います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 2021年度内に設置をするということで、このような記載としております。

○半藤委員 基本的には変わっていないということですよね。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 変わっておりません。

○半藤委員 これも確認で申し訳ないのですが、ここは中核機関の時期ばかり書いてありますが、ネットワークと中核機関が今度できますという話をされていたと思います。そして、中核機関がネットワークの事務局的な役割を果たすというふうに理解していました。ここで、中核機関が設置されることになっていまして、その時期も書かれています。これは、中核機関ができると、おのずとネットワークもできてくるという理解でいいですか。

○畑部会長 その点で言えば、ネットワークという表現自体は非常に便利ですが、実際に何をもってネットワークと言うかというのは、かなり見えづらいものになっていると考えます。

私自身の勝手な整理ですが、ネットワークには無機的なネットワークと有機的なネットワークがあると考えていまして、無機的なネットワークというのは、まだ人間相互の顔の見える関係性が十分に形成されていない場合に、協議体や規程でもって、連絡網のような形で、無理やりというか、形式として形成するのが無機的なネットワークです。ただ、普段のコミュニケーションを通じて、徐々に人と人との顔の見える関係性が網の目状に形成されていって、そこで人々の連携や情報交換がやりとりされるようになってきた場合に、有機的なネットワークとして機能していくと考えられます。

皆さん、39ページをご覧ください。

39ページの上の図に、地域連携ネットワークのイメージということと協議会ということで記載されております。

通常、恐らく、現時点においてネットワークに準ずるような人々の関係性は形成されてきている状況かと思いますが、それはまだ十分ではないところも多々あるかと思いますが、こういう形でしっかりと協議会を設置して、その協議会を中核機関がしっかりとコーディネートする中で、本質的に有機的なネットワークが形成されていくということになるかと思いますが。

ただいま半藤委員がご指摘いただきましたネットワークの構築とは何をもって評価するかという場合に、有機的なネットワークの評価というのはかなり難しくなりますので、一つの指標としては、協議会をしっかりと設置して、協議会を開催するというものが目に見える形での指標になり得るかと私自身も考えておりますので、何年度中の協議会の設置というものを明言できるかどうかということが今日の審議のポイントになり得ると思いま

すけれども、場合によっては、協議会の設置、これは私が前回も発言させていただいたと思いますが、こちらも成果指標として入れていくという方法はあると考えております。

○半藤委員 わかったような、わからないようなところがあります。協議会とネットワークの関係というのは、ネットワークというのは概念的なもので、そのネットワークの中に協議会が一つあるということになるのでしょうか。

○畑部会長 協議会自体がネットワークとイコールになるような小規模のネットワークもあれば、さらに広い形でのネットワークも、当然、市内には形成されていくことになるかと思えます。

ただ、協議会以外の広い視野でのネットワークというのは、評価することがかなり難しいです。今、どの程度形成されていて、どういう状況かというのは、とりわけ行政的に評価するのは至難のわざだと思えますので、そちらを成果指標に入れるということはなかなか現実的ではないと思えますけれども、目に見える形での小規模な協議会を中核的なネットワークとみなして、それを評価するための協議会の設置や開催というものを成果指標に入れるということは十分にあり得るとするのが私の考えです。

この点に関しては、ほかの委員の皆様からもご意見あればぜひいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○菅委員 32ページに地域連携ネットワークのコーディネーター等を行う中核機関という部会で話し合ったことを入れてもらっています。これは、中核機関自体がネットワークのコーディネートを行う中核になるという考え方で入れてもらったと思えます。そして、市民や後見人をされている方たちに対して、中核機関がいろいろな支援をしながらコーディネート力を発揮するというので、先ほど言いましたように、39ページの図を見ていて、多分、今、このように話し合っているものもネットワークの一つであると思っていますし、そこから広がって行って、家族や医療機関、ケアマネジャー、もっとたくさんの人たち、もっと広い範囲のネットワークを構築していくということですね。最初からできているものではなくて、その中で核となるものをつくるという捉え方をしたのですが、いかがでしょうか。

○畑部会長 まさにそのとおりかと思えます。チームというのは、非常に小さな個をつなぐネットワークというイメージになっていきますので、個をつなぐネットワークのチームを一つ一つ形成しながら、その土台になるような各機関のそもそものネットワークをつくっていく必要があります。ただ、ネットワークをつくるためには、人々が集まって対面で顔を合わせながら実際に交流するというのが一番効果的な方法かと思えますので、その場を保障するためでもある協議会の設置というものは、ネットワークを評価するための一つの指標になり得るとするのが私の考えです。

状況によっては、この成果指標は、今のところは一つということで今日まで来ていますが、協議会の設置をここに明記していくことの難しさとしてはいかがでしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） ネットワークの概念は、先ほど部会長がお話し

やったとおりであると思います。ネットワークの具体化といいますか、有機的に動かすために協議会を設置し、その協議会を運営するために中核機関が必要ということになります。そのため、中核機関の設置は協議会の設置を意味しますので、両方を記載することに問題はありませぬ。

○南方委員 53ページの成果指標について、実は、私も先ほど半藤委員から基準についてご質問があったのと同じことを考えていました。

まさに部会の中で議論があったように、初めての成年後見制度に関する計画ですので、取り組みに関する数値や件数などの元データがないため、判断材料がないということは十分理解しています。

一方、今後3年半の本計画で定量的な成果指標も重要だと考えています。本計画は、先ほど説明がありましたように、進行管理、評価は地域福祉社会計画審議会が行うということですから、定性的な項目のみでは検証もなかなか難しいと思いますし、よりよい施策の展開につながっていくのだろうかという疑問を持っています。

また、第2回部会で示された成年後見制度の取り組みに関する政令指定都市の状況についてデータが示されましたし、国のほうで第5回成年後見制度利用促進専門家会議の資料1で、成年後見制度の利用促進施策に係る取り組み状況の結果概要という形でデータも示されていますから、今、部会長がおっしゃられた目標も有用であると考えておりますので、先ほどの協議会の開催等々も検討すべきではないかと思っています。

○畑部会長 今回の点は、南方委員におっしゃっていただいたとおり、成果指標で判断する場合には、基準の件数はありつつも、実際の計画に基づいて中核機関が設置されて取り組みが進められていく、また、その中で利用件数等についても何か変更が出てくるということになった場合に、実際には供給によって需要は変化しますから、需要自体が見えないということで、その数値を成果に入れにくいということは当初から説明されていました。具体的な数字自体をここに入れていくというのは、正直、結構現実的ではないと私自身は考えています。ただ、今言っていただいた53ページの(2)の1行目に、「附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会に進捗状況報告し」とありますので、こういった中では、必ず定量的な数値を報告いただいて、成果指標と比べてどうかということではないにしても、ベースラインである計画が走り出す今年度から、あるいは、今年度までの推移と比べてどのように変化してきているのか、それに対して審議会から意見をいただきながら、あるいは、もしかしたら次の計画のときには具体的な数値として入れ込んでいくということまでを念頭に置いて評価していくという方法も十分にあり得るかと思いました。

これは私の理解でもあるので、事務局から、今の数値の部分、定量的な部分のお考えについて、改めてご説明をよろしいでしょうか。

○事務局(小関地域福祉推進担当課長) 定量的な数値の表記というものは考えておりませぬ。定量的な目標として、成年後見制度の利用者数などが分かりやすい数値になるかとは思いますが、福祉の推進という観点も踏まえると、成年後見制度を利用せずに親族等が

親身にお世話している方を否定することにもなりかねないため、目標設定はかなり難しいものと考えています。個人的な考えでは、任意後見が進むことが成年後見制度の利用促進の指針になるのではないかと考えていますが、まだ見えていないところがありますので、本計画においては、まずは仕組みをつくることを目標とさせていただいたところです。

○畑部会長 南方委員、今の点はよろしいでしょうか。

○南方委員 はい。ありがとうございます。

○畑部会長 審議会で進捗状況等を報告する際に定量的なことを必ず報告で入れていただくということは問題ないでしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 報告させていただきます。

○畑部会長 ありがとうございます。

○白戸副部会長 今回の議論の流れに関しては承知しております。

39ページのネットワークのイメージ図のチームですね。このチームに関しては、38ページの（4）の説明の中で一つ大事なことは、権利擁護支援が必要な人を発見する、そして、権利擁護支援の制度、サービスに結びつけていって、お互いに連携しながら支えていくということですから、ある面で言うと、発見、誘導、支援するという流れの中にあるので、今、ここに何名ですという数字はなかなか出しづらいのかなと思っております。

むしろ、計画を推進する中で、おのずと支援が必要な人の数というものがあぶり出てくると思います。

私は会議の中でも主張したのですが、41ページの最後の段落の情報提供や相談の実施のところ、今回の計画の中でとても期待している部分がありました。現状と課題のところですが、成年後見制度の情報提供、相談の対象に、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い福祉施設や医療機関などに対しても制度の周知を行い、相談対応を実施するという項目を入れさせていただきました。

また、これを受けて、42ページの一番下の段の（3）ですが、介護支援専門員、相談支援専門員という実際に障がいのある方や高齢の方を支援されていらっしゃる方がその中核的な役割を果たして、発見、誘導という部分で働いていただきたいという方向性を示しながら、このチームのところをこの計画の中ではっきりと打ち出していったというつながりのところを重視して、この計画をぜひ推進していただきたいと思うところがございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた42ページの（3）のところは、地域福祉の担い手の市民側のところはかなり比重が置かれていた部分があったので、専門職の部分もあわせて記載していくことで今回修正をいただいた点です。

○由井委員 非常に細かいことでちょっと言いにくかったのですが、1点だけ、表現の問題です。

例えば、3ページの補助、保佐、後見の対象となる方ということで、不十分な方とか通

常の方というように表現されているのですが、2ページの文章中に「その人の」とあります。「人」と「方」の使い方について、何か意図があって分けられているのかということです。全体を通してあちこちにあるので、どうなのかという質問でした。

○畑部会長 ありがとうございます。

この点は、混ざっているところがあるので、しっかり精査しながら、使い分けのルールを確認して整理していきたいと思います。

ほかに皆様からいかがでしょうか。

○岩井委員 私からも細かいことになるかもしれませんが、ここにいろいろなデータ、数値が載っていきまして、できれば最新のものが望ましいと考えています。

例えば、14ページにある全国における成年後見制度の利用状況は、ここにあるのは2018年までのデータですが、既に最高裁からは2019年の新しいデータが出ているのです。例えば、それに置きかえたほうがいいのでしょうかけれども、そうすると、いろいろなところを直していかなければならないのです。数値が何%増えているとか、そういうものが全部変わるとは思いますが、その辺はやっていただけるのかどうかということです。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 申し訳ございません。2019年のデータが公表されていることを把握しておりませんでした。最新の数値に更新いたします。

○畑部会長 ほかにいかがでしょうか。

○南方委員 文言整理で3点申し上げます。

4ページの主な関連計画に札幌市高齢者支援計画とありますが、同じページの下から2行目に、札幌市高齢者計画2018というものもあります。また、5ページの上段の図の中に、札幌市高齢者支援計画2018というものもあり、これはどういう関係になっているのかという質問が1点目です。

2点目は、19ページです。先ほど岩井委員がおっしゃったとおり、一番下段の札幌市の市民後見人の受任件数は2018年度までであるのですが、上の棒グラフにあるように2019年度までであるのであれば、2019年という記載ができるのかということです。

3点目は、29ページの成年後見制度の利用状況における課題2のところ、全国的な成年後見制度の各類型の利用割合と同様、札幌市においても「成年後見」の利用割合が約8割を占め、という記載内容は、「後見」の利用割合が約8割、という記載が良いのか、「成年後見」の利用割合が8割、とするのが良いのか迷ったところでございます。どちらのほうがわかりやすいのか、ご検討いただければと思います。

○畑部会長 ありがとうございます。

1点目は、本文中に「支援」や「2018」が抜けてしまっているという状況かと思えます。私の確認が漏れましたけれども、こちらは修正いたします。

また、19ページの数値ですが、上の棒グラフは4月1日時点の数値になりますから、2019というのは、2019年度ではなくて、2019年4月1日ということです。このパブリックコメントを出すのは実際には次年度になりますから、2020年4月1日分

と2019年度の件数がそれぞれ確認できるのであれば、ぜひ事務局のほうで確認いただいて、先ほどの岩井委員のご指摘と同様に、最新の数値を盛り込んでいただきたいと思います。

また、29ページは、後見類型の話になってきますから、後見だけの記載のほうがわかりやすいかもしれません。ここは、事務局で最終的に詰めるときに、後見ということで類型としてわかるように整理していきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今日は最後になりますので、ご意見がなかったとしても、一言ずついただきたいと思います。

紙谷委員から順にお願いします。

○紙谷委員 今、いろいろと修正がございましたが、私もずっと読んでいきまして、この内容であれば、利用しやすいという方が増えてくると思いますし、私たち民生委員としても、これだけの内容を踏まえて、何かあったときにはということで支援もかなりやりやすくなってきたと思っております。

○瀬川委員 いろいろと修正なされたことにつきましては、特に異論はございませんので、この形で進めていただければと思っております。

大事なのは、計画ができ上がって終わりということではなく、ここから中核機関を設置して、協議会ができて、その中でしっかりとやっていくことだと思っております。それがどういう形でしっかり運用されていくのかという点は、私も注意して見ていきたいと思っております。

○清水委員 このように持続可能な制度をつくられているということを、回数は少ないですが、見させていただきまして、このようなことが社会に役立っているのだろうと痛感しております。

成年後見制度が必要な人を一番身近に感じると言っていた身内の人以外の中で言うと、私たちは医療側なので、医師会等でもこの制度に関して周知できるようにしたいと思います。

○赤杉委員 計画の内容に関しては、とてもいい計画だなと思っております。

この計画の中で、相談支援専門員の役割とか、立ち位置とか、ネットワークの構成ということを明記していただいたので、改めて、相談支援専門員が地域の中で障がい者の方に何を伝えていくのか、どんな支えをしていくのかということがわかりやすくなっていると思います。また、この計画をもとに相談支援専門員は、地域の障がいのある方の権利ということをこのように守っていけるようにしていきましょうということが伝えやすくなったと思っております。

基本計画ということなので、あとは具体的にどのようにネットワークづくりができていくのかということは、常に情報収集していければと思っております。

既に地域の中では地域包括支援センターと相談支援専門員が連携をとりながらやってい

るケースが多々ありますので、それが大きなネットワークになるという役割を改めていただいたと思っています。

○由井委員 42ページに介護支援専門員ということも入れられているのと、先ほど白戸副部長がおっしゃった福祉施設とか医療機関にもこの計画をとすることは非常に有効だと思っております。

各専門職の団体もそうだと思うのですが、今回、この計画に携わらせていただいて、後見制度がいかに重要かということを変更して感じたところですので、札幌のケアマネジャーに関しても、これをいかに浸透させて、周知させていくかということは、団体としての役割、課題と考えておりますので、今回参加させていただいた機会を有効にしていきたいと思っております。

○石川委員 今回、この会に参加させていただいて、大変勉強させていただきました。

特に、地域連携ネットワークの関係につきましては、私ども税理士会ではほとんど知らない部分を、今回、こういう形で勉強させていただきました。これを税理士会に持って帰って、いろいろな形でご協力できる体制をつくりたいと思っております。

また、今回の地域連携ネットワークの協議会ということで、その数値目的より、広報や相談を充実できる体制をつくっていきたいと思っております。

○畑部会長 ありがとうございます。

感想だけではなくて、計画に対するご意見ももちろん入れていただいて構いません。

続いて、岩井委員からお願いします。

○岩井委員 私も、この会議に参加させていただきまして、非常に勉強になって、ありがたいと思っております。

成年後見制度といえば、その理念はノーマライゼーションなのでしょうけれども、成年後見制度というのは、地域の人とその地域の人を支えていかなければ成り立たない制度でもあるわけです。

そういう意味で、私も心の中にとめておく言葉があるのですが、ドストエフスキーの言葉に、人間にとって最も重要なことは、生きながらえることではなく、生きる理由を見つけることであるという言葉があるのです。まさに、成年後見制度の利用者の方に生きがいを与える、そういうようなものであってほしいなと私は思っております。この制度、この計画が隅々まで行き渡ることを願っている次第でございます。

ありがとうございました。

○白戸副部長 ネットワークとチームというのは、とてもいい議論になったという感じがします。民生委員が頑張っていますけれども、コミュニティの支援、保健福祉、医療、生活支援専門サービスのネットワークというものが福祉に結びついて、大きな権利擁護支援の体制ができるということです。先ほど赤杉委員がおっしゃいましたが、一つのゴールは、地域包括ケアという大きな生活支援の体系を目指して日本の福祉は進んでいるわけですから、今の権利擁護を推進する方向も地域包括ケアの体制をつくるという中に貢献する

ような方向で進んでいっていただきたいと思っています。

また、制度を進めていく出口の問題ですが、私は、成年後見制度だけではなくて、先ほど小関課長もおっしゃった任意後見制度ですとか、福祉サービスとして日常生活自立支援事業といういろいろな出口が豊富にありますので、そういったところにしっかりと誘導していくような試みができればありがたいと思っております。

○菅委員 5回まで参加させていただきまして、第1回から話し合いを積み重ねてきて、本日の資料を見ながら、一番最初のころは漠然とした表現がすごく多かったと思っております。ただ権利擁護というだけではなくて、そこに結びつかない人たちが大勢いるのだけれども、そういう人たちに札幌市がどのように支援していくのか、手を差し出していくのかという言葉が盛り込まれたのではないかと、変更点の32ページ、37ページ、また、38ページに意思決定支援や身上保護等という言葉も入って、よかったなと思えました。

その一方で、これから私たちはどういうふうに取り組んでいくのかということを考えます。私たち社会福祉士会も、この中でどのように活動していったらいいかという話し合いをしながら進めていきたいと思えます。

本当に勉強になりました。ありがとうございました。

○関口委員 私がこの部会に参加する自分の中の大きなテーマは、後見人の負担をいかに軽減させることができる機能を中核機関に担ってもらおうかということでした。その意味で言うと、正直、この計画は、文言自体は非常によいものだと思うのですが、中核機関の具体的な機能は全く見えない状態になっていると思っております。

これから先、中核機関が走り出すまでの間、中核機関が果たすべき機能をいかにクリアにすべきか、また、現実的にこんな動きをするのだということを何とか見えるように、今後もさまざまな活動をしていきたいと思っております。

具体的に現場からの期待を言いますと、中核機関の相談機能に関しては、弁護士も非常に期待しております。

私のところにも、毎週1件ぐらい、年間で50件ぐらい、弁護士から後見活動に関する相談が来ております。正直、非常に負担ですが、中核機関ができたなら、そういったものは中核機関に相談に行きなさいという予定でおります。

それから、後見人の支援です。市民後見や親族後見人が現場で悩むところとしては、病院対応や高齢者施設対応があると思います。

多分、医療同意の話はこれから大きく転換していきだろと言われておりますけれども、私も、実際に今年に入ってから、三つの病院から、連帯保証人に後見人がなれというふうと言われて、やむなく連帯保証人になりました。

しかも、本人が亡くなったときには身元引受人に名前を書いたのだから、今日、今すぐに遺体を引き取れと言われて、葬儀業者と一緒に遺体を引き取ったこともありました。

そうした現場で抱える後見人の悩みが、今後、中核機関に相談事項として一気にいくと

思いますし、それに対して中核機関がどう答えていくか、この協議会がどう答えていくかという問題があります。

私も、それを実のあるものにするため、これからもさまざまな活動を行ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○半藤委員 2点ばかり言わせていただきたいと思います。

まず、これは変更を求める事項ではないですが、2ページの計画策定の趣旨の2行目に、財産管理や契約等の法律行為をかわって行う成年後見人とか保佐人、補助人と書いています。これは間違いではありませんのでこのままで結構だと思うのですが、今まで後見人が身上保護をきちんとやっていなかったと盛んに言われており、その関係で、身上保護としてどこまでやるのかということですね。

これを斜めに見てしまうと、後見人は法律行為しかしないのか、施設に行って様子を見てもらうとか、見守り行為とか、入院施設に行って本人の確認などをしてくれないのか、実際に後見人は全然来ていないではないかと言われることが多いのです。

今、いろいろな文献を見ますと、確かに法律行為なのですが、後見人は事実行為をしないということではどこも一致していると思いますけれども、法律行為をするためには、日常の見守りをやっていないと、きちんとできないのではないかと、日常の見守り行為をきちんとやらなければ利用促進につながっていかないのではないかと盛んに言われています。

個人的には、法律行為と入る前の文言のほうが好きでした。法律行為を入れること自体は、特に文章として間違っていないので、反対するわけではないですが、後見人が何をすべきかということもいろいろ議論されている最中です。

札幌後見支援の会としては、中核機関が設置される中で私たちの意見を反映させていきたいと思っております。

前回、事務局からご説明がありましたが、中核機関の役割等について意見を聞いていただけるということでしたので、その意見を聞く機会に札幌後見支援の会も入れていただきたいと思っております。

○南方委員 今回、参加をさせていただいて思うことは、まさに利用促進計画を作成するという裏側には、成年後見を利用していない事実上の後見人が、今、家族、社会を支えているというのが大多数だと思います。

また、先ほど小関課長がおっしゃったとおり、事前に任意後見が利用されるのがベターであるということで、圧倒的多数の事実上の後見人も支援が受けられ、任意後見制度が利用しやすい札幌の社会になるように、中核機関等が機能していくようになればと願っています。一方では、そういうところの責務を果たすために、私たちはもっと研鑽を積まないといけないなということを実感いたしました。

○畑部会長 続いて、ずっとお越しいただいている知野判事にも、ぜひ一言いただきたいと思っております。お願いします。

○知野判事 まず、今回、このような会議にオブザーバーという立場で裁判所から参加さ

せていただきました。実務に携わられている皆さんのお話を聞きまして、現在、実務としてどうしていくかということを含めまして非常に参考になりました。本当にありがとうございました。

その上で、2点ほどお話しさせてください。

まず、前回出ました法人後見の推進ということで、今回、事務局のほうで少し文言等を足していただきました。この関係で、家裁のほうで札幌市の担当者の方々とも少し協議させていただいたところですが、実は、現在、法人後見の担い手というところで社会福祉協議会が入ってくるということについては、疑いのないところですし、今後も続いていくだろうと思うのですが、それ以外の団体としてどういったところが法人後見の担い手になるかということについては、現在、実務のほうも固まっておられませんし、今後どういったところが担っていくのかということについてもまだまだわからないところが多いです。

札幌家裁としましては、個々の事件で法人後見人の推薦があった場合に、その適格性について審査をしていくという状況でございまして、どういったところが法人後見をしているかというところまで大きな意味で把握しているところではない状況でございます。

そういった中でも、今後、札幌市のほうには、こういったところが法人後見の担い手となっているというあたりを情報提供していきたいと思っております、そういう意味で、今後、法人後見のあり方等について研究していきますという文言を入れていただきましたが、家裁も今後協力していきたいと思っております。

2点目は、今回、こういう促進法の関係で新しい枠組みということで、中核機関の設置ということが第1目標として掲げられていたと思います。この中で現実的なところでは、まずは広報・相談機能の充実というところが議論されていたと理解しておりますが、促進法自体は、その中核機関が担う役割としては、今後、利用促進の関係で受任調整、マッチングの点、後見人支援というところも重要になってくると思います。

これは、今回の計画では、具体的などころまでは盛り込まれなかったと理解しておりますが、今後さらに新しい計画をつくっていく、さらに中核機関が運営されていく中で、こういった点について、より目を向けていくような方向性が出てくるといいのかなと考えております。

○畑部会長 ありがとうございました。

それぞれ皆様から最後にコメントと、計画の記載について一部コメントをいただきましたので、そういった点についても、市民の方にわかりやすいように、その市民というのは、利用する方とご親族だけではなくて、関口委員からもお話が出ていた医療機関であったり、皆様からお話が出ていた福祉関係者であったり、そういった皆さんに行き届いて理解をいただいた上で、こういった体制をしっかりと進めていけるような計画の記載にしていきたいと考えております。

そこで、大変恐縮なのですが、一部いただいたコメントに関しては、事務局と部会長の私のほうで引き取らせていただきまして、内容については皆様に同意いただい

ると考えておりますので、内容の変更がない形での文言の修正を最後にさせていただきたいと思っております。ぜひ、その点は認めいただければと思っております。

また、知野判事から最後にお言葉をいただいたのですが、関口委員からも具体的に部分がまだ記載できなかったというお話をいただきました中核機関の四つの機能、受任調整、後継人への支援、さらには、法人後見、これも研究という言葉を入れることができ、今後、3年半の期間の中で、その次の期間に向けてより多様な権利擁護支援の体制を札幌市でいかに整えていくかということの研究できるような計画を策定できたと思っております。そういった点もぜひ盛り込みながら、これが本当に具体的に実のあるものになるように進めていければと思っております。ただ、実際には、この後、もう少し手続が必要になってきます。

私からお願いがあります。

皆様から、それぞれご所属いただいている団体にもフィードバックいただくという力強いお言葉をいただいておりますけれども、その際には、その組織の中だけではなくて、この部会で出会った多様なネットワークがございますので、そういった力もお互いに使って協力しながら、そこでの広報、周知に努めていくといった視点もぜひ持ち合わせていただいて、まずは、ここに参加いただいている方の近いところからしっかりと広報、周知を進めていくというところでも皆様のご協力をぜひ賜りたいと考えております。

また、私も、今後さらなる手続が必要になってきますけれども、引き続き、この内容についてしっかりとフォローアップしていきたいというふうに考えているのですが、本計画の評価、検証をする札幌市地域福祉社会計画審議会の会長という立場に私はなっておりますので、評価をするような立場と具体的に進めることへの協力という立場をどのように分けながらここに尽力していけばいいのかという点は、慎重な取り組みが必要かと思っておりますので、その点も頑張っていきたいと思っております。

3. その他

○畑部会長 最後に、その他として、事務局から何か報告があればお願いします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 事務局から、計画に関する今後のスケジュールについて説明いたします。

本日の部会でいただいたご意見を踏まえまして計画案を確定し、6月に議会へ報告した後、パブリックコメントを実施いたします。その上で、10月に策定、公表することを目指しております。

事務局からは以上でございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

パブリックコメントには、このメンバーの関係者が見て、さらにこういった視点を盛り込めばという意見が出てきてもおかしくはないということですか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） パブリックコメントは、ご意見をいただく方に制限はございませんので、ご意見ございましたらいただければと思っております。

最後に、事務局から一言だけ申し上げさせていただきます。

まず、全5回の部会の中で、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
いろいろなご意見をいただき、参考になることがたくさんございました。

計画は、方向性を定めるものですので、先ほどの瀬川委員を初めとして皆さんからご意見をいただいたとおり、計画が策定してからが重要でございます。これから札幌市として、どのように施策に取り組んでいくのかということが非常に重要になってまいります。中核機関の設置も含め、来年度の1年間で検討していきますが、今までいただいた貴重なご意見を参考とさせていただきます、また、新たなご意見も頂戴してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○畑部会長 ありがとうございました。

また、パブリックコメントの募集が出た際には、ぜひ皆さんの団体の中で周知いただきまして、実際に確定される前に、素案を関係者の方にご覧いただき、お気づきの点があれば、多様な視点からのご意見もいただきたいと思います。もちろん、全部を反映できるということではないですが、そういったところからの広報、周知かと思っておりますので、ぜひその点へのご協力もお願いしたいと思っております。

4. 閉 会

○畑部会長 それでは、以上をもちまして、本日の第5回権利擁護部会を終了したいと思います。

小関課長からまとめのお言葉をいただきましたけれども、私としても、議事録を改めて見ると、大変うまくない進行もあったのですが、皆さんから多様なご意見をいただきまして、進めることができたと思います。これが一つの区切りにはなりますけれども、ぜひ今後ともご協力をお願いします。

これで、本日の部会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。

以 上